

認知症について学んでみませんか

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指し、町では「認知症」に関する正しい知識や対応方法を広く皆さんにお伝えする出張講座を開催しています。この講座を通じて、認知症の方やそのご家族を温かく見守り、支える応援者になっていただくことをめざしています。

地域の集会所、職場、学校等に講師が向いて講座を行います。受講をご希望の際は、お問い合わせください。

問 三春町社会福祉協議会
☎0247-62-8586

税金・年金

介護保険料の一部が変わります

令和7年度の税制改正で給与所得控除の最低額が10万円引き上げられたことにより、令和8年度の住民税が「非課税」になる人が増え、保険料収入が減少する可能性があります。しかし、介護保険制度を維持するため、令和8年度の介護保険料については税制改正の影響を受けられないよう特例措置が取られます。そのため、住民税が非課税でも介護保険料の所得段階が課税扱いになる場合があります。制度維持のための措置ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

▼介護保険料基準額の調整

所得段階第1、第2、第4、第5段階の所得基準について、老齢基礎年金(満額)の支給額が増えることとなったため、令和8年度保険料より変更(80万9千円↓82万6、500円)となります。

▼保険料額決定通知書

納付書または口座振替による納付の方は7月中旬、年金からの天引きの方は8月中旬にお送りします。

問 税務会計課 課税グループ
☎0247-62-8127



詳しくはこちら

「子ども・子育て支援金」分が課税されます

国は子育て支援を強化するため、「子ども・子育て加速化プラン」を進め、令和6年6月に「子ども・子育て支援金制度」を創設しました。この制度は、子育て世帯への経済的支援を充実させ、社会全体で子育てを支える新しい仕組みです。

問 子ども・子育て支援金

コールセンター

☎0120-303-272

▼受付時間(土日・祝日を除く)
午前9時～午後6時

▼国民健康保険税についても

令和8年度から従来の保険税(医療分、後期高齢分、介護分)に加えて「子ども・子育て支援金分」が加算されます。

税率等は、決まり次第の広報やHPでお知らせします。

また、7月中旬に納税通知書をお送りしますのでご確認ください。

問 税務会計課 課税グループ
☎0247-62-8127



詳しくはこちら

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和8年度の国民年金保険料は、月額17,920円です。保険料は日本年金機構から送付される納付書で納めます。

問 住民課 国保年金グループ

☎0247-62-2147
日本年金機構 郡山年金事務所
☎024-932-3434

また、便利な口座振替やクレジットカード、キャッシュレス決済での納付も可能です。

▼対象のキャッシュレス決済

- ▼AEON Pay
- ▼au PAY
- ▼d払い
- ▼Pay B
- ▼PayPay
- ▼楽天ペイ



電子決済でのお支払い

口座振替でのお支払い

納期限一覧表

問 税務会計課 課税グループ ☎0247-62-8127
収納グループ ☎0247-62-2136

税目	町県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
納期限	2026(令和8)年6月1日(月)	1期	全期			
	6月30日(火)	1期				
	7月31日(金)			1期		1期
	8月31日(月)	2期		2期	1期	2期
	9月30日(水)			3期	2期	3期
	11月2日(月)	3期		4期	3期	4期
	11月30日(月)			5期	4期	5期
	12月25日(金)	3期		6期	5期	6期
	2027(令和9)年2月1日(月)	4期		7期	6期	7期
	3月1日(月)			8期	7期	8期
	3月31日(水)			9期		9期

▼町税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納期は口座振替、納付書払いの方の納期です。

▼年金特別徴収該当の方は、年金支給日に差し引きされます。

▼納期限を過ぎて納めた場合は、法令の定めるところにより、延滞金を納めていただくこととなります。

▼また、督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに納付されない場合は、法の定めるところにより差押え等の滞納処分を受けることとなりますのでご注意ください。

広告欄